

専門調査会の設置について（案）

平成 23 年 2 月

内 閣 府

[基本的考え方]

第 3 次男女共同参画基本計画について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、また、男女共同参画会議の調査審議の充実を図るため、①女性と経済、②ポジティブ・アクション、③女性に対する暴力、④監視機能の強化などの重要課題等について、専門調査会において専門的な知見を集めた調査を行う。

[専門調査会の設置]

基本問題・影響調査専門調査会

男女共同参画を進めていく上で重要な課題等について、基本的な考え方、男女共同参画の観点から取り組むべき施策、関係施策の男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について調査検討を行う。

女性に対する暴力に関する専門調査会

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて、調査検討を行う。

監視専門調査会

第 3 次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うとともに、取組強化を働きかける。

[専門調査会における当面の検討の進め方]

- 基本問題・影響調査専門調査会においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」や「ポジティブ・アクションの推進方策」をテーマとして議論を行い、一定の取りまとめを行った上で、本年夏までに男女共同参画会議に報告する。
- 女性に対する暴力に関する専門調査会においては、配偶者からの暴力、性犯罪等の防止対策・被害者支援策について、一定の取りまとめを行った上で、本年夏までに男女共同参画会議に報告する。
- 監視専門調査会においては、第3次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するとともに、女子差別撤廃委員会最終見解への対応のうち本年8月に国連に報告予定の項目について、フォローアップを行う。

<参考>

現在設置されている専門調査会

- ・ 基本問題・計画専門調査会
- ・ 女性に対する暴力に関する専門調査会
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会
- ・ 監視・影響調査専門調査会